

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千九百九十九万五千円、資本準備金の額を一億九千九百九十九万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―二〇九号株式会社赤坂国際会計

代表取締役 西野 貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千五百五十五万三千二百三十三円、資本準備金の額を二億二千五百五十五万三千二百三十三円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十二月十五日

掲載頁 一二二頁(号外第二七三三)

令和八年七月二十一日

広島市中区八丁堀一番八号

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年十月五日開催予定の株主総会における議決権行使できる株主と定めましての公告します。

令和八年七月二十一日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番四号

三井精機工業株式会社

代表取締役 那須要一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番

中村船具工業株式会社

代表取締役 中村 正和

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十一日

大阪府西成区本町一丁目二番六号

代表取締役 釘貫 恭造

マツモト産業株式会社

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である北野弘章が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号横浜ブルーアベニュー六階

ボイジャー・ワールドワイド・プライベート・リミテッド

日本における代表者 北野 弘章

限定承認公告

本籍山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田一九番地の八、最後の住所山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田一九番地の八 被相続人 亡 相馬 政博

右被相続人は令和八年七月十三日死亡し、その相続人は令和八年七月十三日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月二十一日

山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田一九番地の八

限定承認者 相馬 康子

限定承認公告

本籍東京都北区滝野川六丁目四四番地一〇、最後の住所東京都北区滝野川六丁目四四番一三一九〇一号グランドール滝野川

包括受遺者 亡 田中 信行

右包括受遺者は令和四年一月四日死亡し、その受贈者は令和八年七月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月二十一日

東京都港区赤坂一丁目一番二―一三〇三

限定承認者 林 武

限定承認公告

本籍大阪府池田市宇保町九番、最後の住所大阪府池田市宇保町九番一十九号 被相続人 亡 尾田 雅哉

右被相続人は令和八年三月十七日死亡し、その相続人は令和八年七月十三日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月二十一日

兵庫県川辺郡猪名川町松尾台四丁目五番七号

限定承認者 吉井 結奏

定款変更につき通知公告並びに株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を有する方は、株券提出日である令和八年八月二十二日までに当社にご提出ください。

なお、効力発生日は令和八年八月二十四日です。

令和八年七月二十一日

千葉市中央区出洲港七番二号

片岡産業株式会社

代表取締役 早迫 博光

任意清算公告

当社は、令和八年七月十五日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十一日

東京都大田区下丸子二丁目一六番三三

合資会社渡部製作所

代表社員 渡部 和能

債権申出の公告(第一回)

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十一日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三三

株式会社旭ボリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人 船津 浩矢

訂正公告

令和八年七月十日(号外第一五五五)掲載の解散公告中、「代表清算人 長門 裕一」とあるは「代表清算人 長戸 裕一」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

大阪府中央区天満橋京町一番二二号

株式会社CENTRE CHARM

代表清算人 長戸 裕一

訂正公告

令和八年四月二十七日(号外第九八八号)掲載の(甲)株式会社已作電設(乙)有限会社ケーブルサービスに係る合併公告及び決算公告(稗組)中、甲の決算公告の資本金「200,000,000」とあるは「200,000,000」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十一日

正誤

ページ段		行	誤	正
二二三	改正後欄	六	留學する場合に留學する場合に	留學する場合に
二二六	終りから	三	通信制の	通信制の
二二七	改正前欄	一	通信制の	通信制の